

令和6年第1回（2月）

**広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録**

広島県後期高齢者医療広域連合議会



令和6年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次  
第1日（2月13日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会・開議宣告(午後1時37分)	2
広域連合長の議会招集挨拶	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定について	4
会議録署名者の指名	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部改正について	5
日程第4 議案第2号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び 広島県市町総合事務組合規約の変更について	9
日程第5 議案第3号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正 予算(第2号)	10
日程第6 議案第4号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計補正予算(第2号)	11
日程第7 議案第5号 令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	14
日程第8 議案第6号 令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計予算	16
議了宣告	20
広域連合長の閉会挨拶	20
閉会宣告(午後2時33分)	20
会議録署名	21



広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録 第38号

令和6年2月13日（火曜日）国保会館6階大会議室

出席議員

1番	八	條	範	彦
2番	岡	村	和	明
3番	平	岡	優	一
4番	川	本	和	弘
5番	井手	畑	隆	政
7番	大	川	弘	雄
8番	陶		範	昭
9番	吉	和		宏
10番	榊	原	則	男
11番	八	杉	光	乗
12番	広	瀬	和	彦
13番	保	実		治
14番	林		高	正
15番	細	川	雅	子
16番	奥	谷		求
17番	井	上	佐	智子
18番	山	根	温	子
19番	長	坂	実	子
20番	木	田	圭	司
21番	下	岡	憲	国
22番	大瀬	戸	宏	樹
23番	安	竹		正
24番	中	本	正	廣
25番	伊	藤		淳
27番	藤	井	照	憲
28番	久保	田	龍	泉

欠席議員

6番	中	田	光	政
26番	信	谷	俊	樹

説明員

広域連合長	平	谷	祐	宏
広域連合事務局長	二	井	秀	樹
広域連合事務局次長兼総務課長	金	谷	淳	子
業務課長	野	田	一	生
総務課課長補佐兼企画財政係長	黒	川	輝	久

業務課課長補佐兼資格保険料係長 森 川 茂 夫

議事補助員

議会事務局長 川 内 晴 美  
議会事務局次長 楠 木 加 予  
書記 菊 池 亜由美

---

議事日程（第1号）

（令和6年2月13日 午後1時37分開議）

- 日程第1 議席の指定について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する  
条例の一部改正について  
日程第4 議案第2号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び  
広島県市町総合事務組合規約の変更について  
日程第5 議案第3号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正  
予算（第2号）  
日程第6 議案第4号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医  
療特別会計補正予算（第2号）  
日程第7 議案第5号 令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算  
日程第8 議案第6号 令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医  
療特別会計予算

---

会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午後1時37分 開 会

○議長（八條範彦）

ただいまの出席議員 26 名であります。地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただいまから、令和 6 年第 1 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しましては、広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

皆さん、こんにちは。

令和 6 年第 1 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところ御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

はじめに、元日に発生した能登半島地震により犠牲になられた方々に対し、衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に関心をお見舞いを申し上げます。

また、県内各市、町におかれましても、職員の派遣や公営住宅の無償提供など、様々な支援を続けておられるところです。

被災地の一日も早い復興をお祈りする次第でありますとともに、今後とも関係機関と連携を図りながら、継続的に、長期戦になると思っておりますが、各市町心合わせながら、復旧・復興支援に取り組んでいきたいと考えているところです。

御承知のとおり、令和 6 年度は、「全世代型社会保障」に向けた各種の改革が実行に移される年でございます。後期高齢者医療制度におきましても、現役世代の負担増を軽減する措置や、出産育児一時金の拠出等が実施されます。

また、健康保険証の廃止・マイナンバーカードへの一体化に向けて、マイナ保険証の利用促進など、取り組みの強化が求められているところでございます。

本広域連合といたしましては、引き続き、こうした国の動向をしっかりと把握しつつ、各市町及び広島県と連携を密に図りながら、適切な制度の運営に努めてまいりたいと考えています。

さて、来年度は保険料改定の年でございます。保険料率の増加の抑制と、一方、安定した財政運営の双方の観点から、算定作業を行ってまいりました。

本定例会に提出しております議案は、令和 6 年度・7 年度の保険料率の設定に関する条例改正のほか、令和 6 年度当初予算など、いずれも重要な案件でございます。

どうぞ、慎重に御審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（八條範彦）

この際、御報告いたします。理事者側の説明員として、平谷広域連合長、二井広域連合事務局長、金谷事務局次長兼総務課長、野田業務課長、総務課黒川課長

補佐兼企画財政係長，業務課森川課長補佐兼資格保険料係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また，議場配付いたしました「例月出納検査」及び「令和5年度定期監査結果」について，監査委員から議長宛ての報告書の提出がありましたので，御報告いたします。

これより，日程に入ります。

本日の議事日程は，お手元に配付しております議事日程（第1号）のとおりでございます。この日程によって議事を進めて参りたいと思っておりますが，御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八條範彦）

御異議ないものと認めて，この日程で進めさせていただきます。

---

### △ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（八條範彦）

それでは，日程第1「議席の指定について」ですが，議席は，会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。

議席は，現在着席されている席といたします。

なお，本日の会議録署名議員として，12番 広瀬議員，28番 久保田議員を指名いたします。

---

### △ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（八條範彦）

それでは，日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）



○議長（八條範彦）

御異議なしと認めます。よって会期を本日1日間と決定いたします。

---

△ 日程第3 「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

○議長（八條範彦）

次に日程第3「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎業務課長（野田一生）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

業務課長。

◎業務課長（野田一生）

議案第1号「広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、ご説明をいたします。

議案書の1ページ、併せまして、別冊1の「令和6年第1回広域連合議会定例会議案資料」の1ページをお願いいたします。説明は、議案資料の方でさせていただきます。

令和6・7年度の保険料率の設定に当たり、広域連合長の諮問機関である、学識経験者等で構成される運営審議会において御審議をいただき、本年1月18日、運営審議会会長から「承認する」旨の答申を受けましたので、このたび広域連合議会へ提案をさせていただくものです。

「1 趣旨」です。令和6年度及び令和7年度の2年間、財政の均衡を保つことができる保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う保険料賦課限度額の引き上げ及び低所得者に対する保険料の軽減措置等について、所要の改正を行うものです。

「2 内容」「(1) 保険料率の改定」ですが、令和6年度及び令和7年度の保険料率を、所得割率は0.0963、均等割額は4万9,621円に改めます。

ただし、令和5年度基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対し令和6年度に限り適用される所得割率については、軽減措置として、後ほど出てまいります出産育児支援金等を費用額に組み込まないなどの、従前の例により算

定した所得割率 0.0898 とします。

「（２）保険料賦課限度額の改定」ですが、保険料の上限を 66 万円から 80 万円に改めます。ただし、令和 5 年度以前に被保険者となった者及び令和 6 年度以前に障害認定を受け、被保険者の資格を有している者については、令和 6 年度の保険料の上限は 73 万円とします。

「（３）保険料賦課総額の算出内容の変更」ですが、高齢者医療に係る費用額につきまして、出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等を組み込むこととします。なお、「（１）保険料率の改定」において御説明しました、令和 5 年度基礎控除後の総所得金額等が 58 万円を超えない者に対し令和 6 年度に限り適用される所得割率の算定に当たっては、現在の令和 4・5 年度の保険料率の算定方法を踏襲することとなっておりますことから、これらは費用額に組み込んでおりません。

「（４）均等割総額と所得割総額の構成比の見直し」でございます。次の 2 ページをお願いいたします。均等割総額と所得割総額の構成比を  $1 : \text{所得係数} \times 52 / 48$  とします。

「（５）保険料軽減対象の見直し」ですが、被保険者の方に納めていただく保険料のうち、均等割額部分につきましては、所得の状況に応じ、7 割、5 割、2 割の軽減措置がございます。今回、7 割軽減についての改正はありませんが、5 割軽減及び 2 割軽減について、所得判定基準額を計算する際、世帯の被保険者の人数に乘じる金額を、5 割軽減では 29 万円から 29 万 5 千円に、2 割軽減では 53 万 5 千円から 54 万 5 千円にそれぞれ引き上げるものです。

「3 施行期日」は、令和 6 年 4 月 1 日です。

続いて、新保険料率の設定に至る考え方等につきまして、別紙資料「令和 6 年度及び令和 7 年度の後期高齢者医療保険料率の設定について」により御説明をいたします。別紙資料の方をお願いいたします。

1 ページ「1 保険料率の算出方法」でございます。保険料につきましては、まず令和 6・7 年度の 2 年間で必要となる医療給付費や出産育児支援金、これは昨年 5 月 19 日に公布されました「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」において、後期高齢者医療保険料に関わる制度改正が行われたことを受けまして、このたびの料率改定から新たに追加されたものでございます。これら費用の見込み額の合計から、国からの負担金・調整交付金、県・市町の負担金、若い世代に負担いただく後期高齢者交付金などの収入の見込みの額を差し引いた額を、保険料で賄われるべき保険料収納必要額として算出をいたします。

次に、この「保険料収納必要額」に対しまして、一部、未納が発生することも考慮しまして、予定保険料収納率、これは令和 4 年度の広島県の実績値でございますけれども、99.58%で割り戻しまして、「保険料賦課総額」を算出いたします。

保険料は均等割と所得割の合計で構成されておりますが、この比率について、医療制度改革に伴う低所得の方の急激な負担増が生じないように、所得割の方の部

分を高くすることとされました。今回、構成比率は「1：所得係数×52/48」この計算式により、求めることとされております。

所得係数、これは1人当たりの所得の全国平均を1としたときの各都道府県の数値でございます。広島県の令和5年度の暫定値「0.9897」でしたので、今回この式に当てはめまして、均等割総額割合と所得割総額の割合を48対52と設定をしております。

この構成比率に基づき、均等割額については、賦課総額の48%を被保険者数で除して、また、所得割率については、同じく賦課総額の52%を被保険者の所得総額で除して、それぞれ算出をしております。

なお、所得割部分でございますが、令和5年度基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない、例といたしまして、単身世帯で公的年金収入のみ211万円以下の方などに対しましては、令和6年度は軽減用の所得割率を適用しまして、制度改正の影響による増加を抑制するよう対応をすることとしております。

次の2ページをお願いいたします。「2 保険料率の算定の基礎数値等」  
「(1) 被保険者数」でございます。被保険者数は年度平均の数値となっております。本広域連合におきまして、令和5年度末の推計値から、各市町に対して調査を行った令和6・7年度の年齢到達者数や死亡などの異動要因を考慮いたしまして算定をしております。

令和6年度は対前年度伸び率3.4%で、前年度から約1万6千人増の48万436人、令和7年度は対前年度伸び率2.5%で、前年度から約1万2千人増の49万2,509人と、2年間の合計で97万2,945人としております。

「(2) 医療給付費」でございます。医療給付費につきましては、今年度7カ月分の実績値を加味した令和5年度見込値に、国から示された令和6年度の一人当たり医療費の対前年度伸び率0.7%、7年度の対前年度伸び率1.0%を乗じて算出をいたしました。令和6年度の医療給付費は4千714億7千191万3千611円、令和7年度は4千881億5千282万3千376円と算出をしております。これにより、令和6・7年度の2年間での医療給付費は、9千596億2千473万6千987円となるものでございます。

なお、令和6年度・7年度ともに、国から示された伸び率には、令和4年10月から導入されました窓口2割負担の影響分及び令和6年度の診療報酬改定の影響分、これが反映をされております。

「(3) 予定保険料収納率」は、広島県の令和4年度実績でございます。99.58%としております。

「(4) 後期高齢者負担率」につきましては、後期高齢者医療制度の開始当初は10%とされていた後期高齢者の保険料負担率を国が2年ごとに見直すものでございます。このたびの医療制度改革に伴い、「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの高齢者支援金」、この伸び率が同じとなるよう見直しが行われまして、12.67%が示されております。

次に3ページの「(5) 賦課限度額」につきましては、先ほど議案資料の方で御説明をしたとおりでございます。

「3 剰余金の活用による保険料の増加抑制」でございます。令和5年度の決算見込みでは、後期高齢者医療特別会計から生じる剰余金を約80億円と見込んでおります。この剰余金を活用いたしまして、保険料の増加抑制を図ります。

「4 保険料率の算出」、まず「(1) 保険料賦課総額」でございます。これまで御説明した数値により算定した保険料賦課総額を表に示しております。表中、左の列から「各試算項目の区分」、「令和6・7年度の保険料率算出のための数値」、「現行保険料率算定時の数値」となっております。保険料賦課総額は、表中の下から2行目でございます。2年前の現行保険料率算定時では約830億円でしたが、今回は約1千22億円と、192億2千万円、23.17%の増加となっております。

次に4ページの「(2) 保険料率(案)」でございます。これまでお示した保険料賦課総額をもとに、保険料率を算定した結果でございます。均等割額は、4万9,621円となりまして、現行の4万5,840円から3,781円の増加、また所得割率は9.63%となりまして、現行の8.67%から0.96ポイントの増加となっております。

なお、前年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない、公的年金収入のみで211万円以下の方などに対しましては、制度改正に伴う所得割額の激変緩和のために、令和6年度に限りまして、別に算出した軽減用の所得割率8.98%が適用されますので、現行と比べますと0.31ポイントの増加となります。令和7年度から、所得割率9.63%が適用されます。

参考といたしまして、公的年金収入のみの単身世帯、これを算出条件といたしました、現行の令和5年度と、令和6・7年度の保険料率による、年間保険料額の比較を記載しております。

今後の予定といたしましては、市町への周知を行うとともに、被保険者の方に対する、広域連合ホームページや市町広報誌による周知、広報等を予定しております。

以上で、議案第1号「広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。起立総員。よって、本件は可決されました。

---

△ 日程第4 「議案第2号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について」

○議長（八條範彦）

次に日程第4 議案第2号「広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（二井秀樹）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（二井秀樹）

ただ今上程されました議案について、御説明いたします。

議案書の3ページ及び別冊1「令和6年第1回広域連合議会定例会議案資料」の4ページをお開きください。それでは、議案資料4ページにより御説明をいたします。

議案第2号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更についてです。

「1 趣旨」です。広域連合が加入しております、広島県市町総合事務組合の構成団体である府中町より、令和6年4月1日から職員に対する退職手当の支給に関する事務の共同処理について新たに申請があったことに伴い、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更を行うものです。

「2 内容」です。広島県市町総合事務組合同規約別表第2の左欄の事務のうち、1の組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務について、府中町に係る事務を新たに共同処理するものです。

広島県市町総合事務組合において、共同処理する事務の変更及び組合同規約の一部を改正することになりますが、この改正には、組合の構成団体である当広域連合の議会の議決が必要となるものでございます。

次に「3 施行期日」は、令和6年4月1日からです。

御説明は以上です。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。起立総員。よって、本件は可決されました。

---

## △ 日程第5 「議案第3号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」

○議長（八條範彦）

次に、日程第5「議案第3号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。なお、本件の説明につきましては、長くなりますので、座って説明していただいて結構でございます。

◎広域連合事務局次長（金谷淳子）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（金谷淳子）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明いたします。

恐れ入りますが、座って御説明させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。議案第3号「令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から、それぞれ193万円を減額し、予算の総額をそれぞれ16億2,584万8千円とするものです。

6ページをお開きください。この補正の内容について御説明いたします。

まず、歳入です。「1款 分担金及び負担金」「1項 負担金」の136万6千円の減額につきましては、広域連合電算処理システム機器等賃貸借契約の締結に伴い、希望する市町に設置する2台目以上の端末1台当たりのリース料が、当初の見込み金額より低い金額で確定したことに伴い、事務費分賦金の減額を計上したものです。

「3款 財産収入」「1項 財産運用収入」の2千円の追加は、定期預金により運用している財政調整基金の預入額が、当初の見込みを上回ることに伴う利子収入の増額を計上したものです。

「4款 繰入金」「1項 基金繰入金」の56万6千円の減額は、特別会計への事務費繰出金の減額等に伴い、財政調整基金からの繰入金の減額を計上したものです。

続きまして、7ページを御覧ください。歳出になります。「2款 総務費」「1項 総務管理費」2千円の追加は、先ほどの財政調整基金の利子収入の増額に伴い、財政調整基金への利子積立金の増額を計上したものです。

「3款 民生費」「1項 社会福祉費」の193万2千円の減額は、特別会計の事務費の減額に伴い、特別会計への事務費繰出金の減額を計上したものです。

上程されました議案の概要について、御説明は以上です。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方、御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。起立総員。よって、本件は可決されました。

---

## △ 日程第6 「議案第4号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

○議長（八條範彦）

次に、日程第6「議案第4号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合後期

高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（金谷淳子）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（金谷淳子）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明いたします。恐れ入りますが、座って御説明させていただきます。

議案書の8ページをお開きください。議案第4号「令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に、それぞれ27億7,754万7千円を追加し、予算の総額をそれぞれ4,570億8,729万7千円とするものです。

また、第2条は、地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものです。

11ページをお開きください。「第2表 繰越明許費」にありますように、電算処理システム運用管理事業の509万4千円を繰越明許費として新たに設定しようとするものです。これは、当初、令和5年度に実施を予定していた広域連合システム機器更改の延期に伴う「機器更改実施準備支援委託業務」の委託契約の延長による、年度内にその支出を終わらない見込みであることによるものです。

恐れ入りますが、9ページにお戻りください。歳入歳出予算の補正の内容について御説明いたします。まず、歳入です。

「2款 国庫支出金」「1項 国庫負担金」7,418万2千円の減額は、療養給付費国庫負担金過年度分について、療養給付費負担金等国庫支出金返還金との調整が行われることに伴う減額を計上したものです。

「2項 国庫補助金」1億995万1千円の減額は、保健事業・介護予防一体的実施事業に係る委託料が当初の見込みを下回ることによる調整交付金の減額並びに東日本大震災の避難者である被保険者に対する一部負担金及び保険料減免の特例措置に係る「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」の計上及びマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等に要する経費に係る「社会保障・税番号制度システム整備費等補助金」の計上、これを合計したものです。

「6款 財産収入」「1項 財産運用収入」1千円の追加は、定期預金により運用している給付準備基金の預入額が当初の見込みを上回ることに伴う、利子収入の増額を計上したものです。

「7款 繰入金」「1項 一般会計繰入金」193万2千円の減額は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の計上に伴い、一般会計からの繰入金額の減額を計上したものです。



「2項 基金繰入金」29億6,361万1千円の追加は、療養給付費、高額療養費及び特別高額医療費共同事業拠出金の増額等に伴い、給付準備基金からの繰入金額の増額を計上したものです。

続きまして、10ページをお開きください。歳出です。「2款 保険給付費」  
「1項 療養諸費」27億7,326万3千円の追加は、療養給付費負担金及び訪問看護療養費負担金が、当初の見込みを上回ることから増額したものです。

「2項 高額療養諸費」2億2,874万8千円の追加は、医療費の自己負担額が著しく高額となる被保険者に支給する高額療養費が、当初の見込みを上回ることから増額したものです。

「3款 特別高額医療費共同事業拠出金」「1項 特別高額医療費共同事業拠出金」1,323万8千円の追加は、著しく高額な医療給付に対して交付される特別高額医療費共同事業交付金の財源となる当該拠出金が、当初の見込を上回ることから増額したものです。

「4款 保健事業費」「1項 健康保持増進事業費」1億6,804万8千円の減額は、保健事業・介護予防一体的実施事業において、委託先である市町の事業計画金額が当初の見込みを下回ることから委託料の減額を計上したものです。

「5款 基金積立金」「1項 基金積立金」1千円の追加は、先ほどの給付準備基金の利子収入の増額に伴い、給付準備基金への利子積立金の増額を計上したものです。

「7款 諸支出金」「1項 償還金及び還付加算金」6,965万5千円の減額は、療養給付費負担金等国庫支出金返還金について、療養給付費国庫負担金過年度分交付金額との調整による減額7,418万2千円と、令和4年度調整交付金返還金の増額452万7千円を合計したものです。

上程されました議案の概要につきまして、御説明は以上です。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。  
次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。起立総員。よって、本件は可決されました。

## △ 日程第7 「議案第5号 令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長（八條範彦）

次に、日程第7「議案第5号 令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（金谷淳子）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（金谷淳子）

ただいま上程されました議案について、御説明いたします。恐れ入りますが、座って御説明させていただきます。

議案書の12ページをお開きください。議案第5号「令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてです。

本予算は、第1条にありますように、一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ17億7,590万1千円とするものです。

また、第2条にありますように一時借入金の限度額を5千万円と定めております。

歳入歳出の詳細につきましては、別冊4「令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計 当初予算説明書」により御説明いたします。

別冊4の4ページをお開きください。まず、歳入について主なものを御説明いたします。「1款 分担金及び負担金」です。これは、各市町からの事務費分賦金で、予算額は14億1,468万9千円です。歳入の79.7%を占めており、前年度比4,570万6千円の増としております。

これは、歳出予算の総務費において、単価の増額が見込まれることに伴う金融機関への振込等手数料の増額や、職員の昇給、昇格等に伴う派遣職員給料等負担金の増額が見込まれることなどによるものです。

ただし、後ほど繰入金の項目でも御説明いたしますが、これらの増額に対しては、市町の急激な負担の増加を軽減し、健全な財政運営を維持するため、財政調整基金の一部を繰り入れることとしております。

次に、10ページをお開きください。「4款 繰入金」、「1項 基金繰入金」は、3億5,770万5千円です。これは、先ほども少し触れましたように、事務経費の増額で生じる市町の負担を軽減するため8,000万円、また、システム機器更改の延期に伴い、令和6年度に多額のシステム構築経費が必要となることで生じる市町の負担を軽減するため2億7,770万5千円、この合計3億5,770万5千円を、財政調整基金から繰り入れるものです。

続いて、歳出についてです。引き続きこの冊子の18ページをお開きください。「1款 議会費」、これは、広域連合議会の開催及び運営に関する経費で、予算額は285万円を計上しており、前年度比12万6千円の増としております。

続きまして、20ページをお開きください。「2款 総務費」です。20ページから27ページまでが「1項 総務管理費」で、派遣職員の給料等負担金をはじめ、事務所の使用に係る使用料及び賃借料など、広域連合の運営に関する経費を計上しております。

続きまして26ページをお開きください。総務管理費の総額は、左下の計のとおり、4億4,006万3千円を計上しており、前年度比7,994万7千円の増としております。増額の主な理由は、先ほども触れましたように、金融機関への振込等手数料について、単価の増額が見込まれることに伴う増額が4,750万円、派遣職員給料等負担金について、職員の昇給、昇格等に伴う増額が1,412万7千円などによるものです。

28ページの「2項 選挙費」、これにつきましては前年度比2千円増の11万7千円を、また30ページにあります「3項 監査委員費」につきましては、前年度と同額を計上しております。

続きまして、32ページをお開きください。「3款 民生費」は、特別会計への事務費繰出金として13億2,760万7千円を計上しており、前年度比1,858万7千円の減としております。

減額の主な理由につきましては、特別会計の電算処理システム運用管理事業の予算に関し、システム機器更改の延期に伴い、当初予定していた令和5年度と比較して内容が精査されたことなどにより、繰出金の対象経費が1億165万5千円減額になったことによるものです。

また、34ページの「4款 公債費」及び36ページの「5款 予備費」につきましては、それぞれ前年と同額を計上しております。また、38ページ以降は給与費明細書となっております。

上程されました議案の概要につきまして、御説明は以上です。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。起立総員。よって、本件は可決されました。

## △ 日程第 8 「議案第 6 号 令和 6 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」

○議長（八條範彦）

次に、日程第 8 「議案第 6 号 令和 6 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（金谷淳子）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（金谷淳子）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明いたします。恐れ入りますが、座って御説明させていただきます。

議案書の 15 ページをお開きください。議案第 6 号「令和 6 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてです。

本予算は、第 1 条にありますように予算総額を歳入歳出それぞれ 4,759 億 7,654 万 6 千円とするものです。

後期高齢者医療制度は、2 年の特定期間を単位に財政計画を立て、保険料率を設定して運営することとされており、令和 6 年度は特定期間の 1 年目で、新保険料率の算定基礎数値を基に予算編成を行っております。

第 2 条につきましては、地方自治法の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

18 ページをお開きください。「第 2 表 債務負担行為」にありますように、新たに被保険者証等印刷封入業務につきまして、期間を令和 7 年度、限度額を 88 万円とした債務負担行為を設定しております。

恐れ入りますが、15 ページにお戻りいただきまして、第 3 条では一時借入金の限度額を 20 億円と定めております。第 4 条は、歳出の「2 款 保険給付費」の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合については、地方自治法の規定により、同一款内で各項間の流用により処理をさせていただくことを定めたものです。

それでは、別冊 5 「令和 6 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 当初予算説明書」により、主な内訳を御説明させていただきます。

別冊 5 の 4 ページをお開きください。歳入の主なものについてです。まず、「1 款 市町支出金」です。「1 項 市町負担金」のうち「1 目 保険料等負担金」は、501 億 36 万 4 千円で、対前年度比 60 億 7,669 万 9 千円の増となっております。これは、新保険料率の算定基礎とした被保険者数と一人当たり基準所得

額等の推計から算出しております。「2目 療養給付費負担金」は、372億4,110万7千円で、対前年度比17億2,591万3千円の増としております。

続いて、6ページからは「2款 国庫支出金」、また10ページからは「3款 県支出金」、14ページ以降が「4款 支払基金交付金」、これは現役世代からの医療給付費の約4割相当の支援金となっております。また、16ページは「5款 特別高額医療費共同事業交付金」となっております。

続きまして、18ページをお開きください。「6款 財産収入」は、後期高齢者医療給付準備基金の利子収入として16万2千円を計上しております。

続きまして、20ページをお開きください。「7款 繰入金」、「1項 一般会計繰入金」は、一般会計から特別会計への事務費繰入金で、13億2,760万7千円、前年度比1,858万7千円の減としております。

22ページの「2項 基金繰入金」を御覧ください。これは給付準備基金からの繰入金として30億379万1千円を計上しております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。34ページをお開きください。「1款 総務費」は、被保険者証や医療費通知等の発送に係る役務費、各種電算システムの運用管理やレセプト点検、医療費適正化等に係る委託料など、後期高齢者医療制度の運営に係る事務経費で、総額で14億4,042万3千円を計上し、前年度比2,428万1千円の減としております。

減額の理由につきましては、先ほど一般会計の議案でも御説明いたしましたが、電算処理システム運用管理事業の予算に関し、システム機器更改の延期に伴い、内容が精査された結果、減額となったことなどによるものです。

続きまして、38ページをお開きください。38ページから45ページまで、こちらは「2款 保険給付費」で、特別会計予算の99.4%を占めております。

先ほど御説明いたしましたとおり、保険料率設定時の基礎数値により算定した額を基本として計上しており、38ページは「1項 療養諸費」、40ページは「2項 高額療養諸費」、42ページが「3項 葬祭費」、44ページの「4項 傷病手当金」、これらを合計いたしまして、恐れ入ります、3ページにお戻りいただきまして、3ページの事項別明細書の右側、歳出の上から2段目の「2款 保険給付費」のとおり4,732億7,298万5千円を計上しており、こちらは前年度比217億9,580万3千円の増としております。

それでは、先ほどの続きに戻りまして、恐れ入りますが、46ページをお開きください。「3款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、国民健康保険中央会が実施する特別高額医療費共同事業に係る拠出金で、下の計のとおり、2億4,219万2千円を計上し、前年度比6,461万7千円の増としております。

続きまして、48ページをお開きください。「4款 保健事業費」は、医療費の適正化や、後期高齢者の多様な健康課題に対応した保健事業を実施するための経費を計上したもので、下の計のとおり、9億3,106万9千円、前年度比5,543万5千円の増としております。

上程されました議案の概要につきまして御説明は以上です。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八條範彦）

これより質疑を行います。

議案第6号につきまして、通告がございますので、発言を許可いたします。

○15番（細川雅子議員）

議長（挙手）

○議長（八條範彦）

15番 細川雅子議員。

○15番（細川雅子議員）

失礼いたします。議案第6号、ただいまの説明の中の別冊5の48ページと49ページにあります「第4款 保健事業費」の「第1項 健康保持増進事業費」について、お尋ねいたします。この健康診査費でございますが、令和5年度の当初予算と比較してかなり増加しているように思えます。

健診事業費の令和5年度は約2億4千万円ですが、令和6年度は約3億1千万円と、7千万円程度増えているようでございます。その中でも歯科健康診査業務委託料の増額が大きくなっているようですが、これらの増額の訳を教えてくださいと思います。

また、国の方では、令和6年度の予算案において、歯科健診への国庫補助が大幅増となっているというふうに聞きましたが、フレイル予防に関する歯科健診の重要性について、何か国の動きがあるようであれば教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（八條範彦）

当局の答弁を求めます。

◎業務課長（野田一生）

議長（挙手）

○議長（八條範彦）

業務課長。

◎業務課長（野田一生）

まず、健康診査費、これが令和5年度と比較しまして約7千万円の増となっている主な要因でございます。

健康診査事業及び歯科健康診査事業の予算計上に当たりましては、市町に対しまして、受診者の見込み数について調査を行いますとともに、被保険者数の伸び、あるいは前年度までの受診率の伸び、これらを勘案いたしました結果、令和6年度は、受診者数が前年から28.6%、大幅に増加するものと考えております。こ

れに伴いまして、当初予算額も約7千万円の増となるものでございます。

次に、歯科健診に対する国の動きでございます。歯科疾患の早期発見、それと治療が被保険者の健康の保持・増進につながることで、また、活舌や咀嚼機能の低下などの口腔機能の虚弱、いわゆるオーラルフレイルへの対策の観点からも重要性が増しているところでございます。こうしたことから、国の令和6年度予算案では、歯科健診分の国庫補助として対前年度比12.3%増となる7億8千万円が確保されているところでございます。

本広域連合といたしましても、健康診査事業及び歯科健康診査事業は、健康寿命の延伸に向け、被保険者の健康上の多様な課題を把握し、対応するための重要な役割を果たすものであると認識をしております。現在策定中の次期保健事業実施計画におきましても、重点的に取り組む事業の一つとして位置付け、引き続き受診率の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○15番（細川雅子議員）

議長（挙手）

○議長（八條範彦）

15番 細川雅子議員。

○15番（細川雅子議員）

御答弁ありがとうございます。被保険者が伸びるとともに、受診率も伸びているとのことなので、今後も病気予防における健康診査にしっかり力を入れていただければと思います。また、決算の時には、歯科健診の受診率がけっこう苦戦しているということで御答弁をいただいております。今の御答弁のように、引き続き市町と情報を共有しながら受診率を上げていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（八條範彦）

本件については、他に発言の通告がありませんので、質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。起立総員。よって、本件は可決されました。

---

○議長（八條範彦）

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。閉会にあたり、広域連合長の挨拶がございます。

◎広域連合長（平谷祐宏）

議長（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

令和6年第1回広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、議決を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

安定した制度の運営に向けまして、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

---

○議長（八條範彦）

議員各位におかれましては、案件について、熱心に御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様の御協力に対し、心から御礼申し上げる次第であります。これもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後1時33分

閉 会



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長      八條 範彦

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員      広瀬 和彦

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員      久保田 龍泉